



児童手当現況届を

忘れずに

児童手当を受けているかたは、6月中に「児童手当現況届」を提出することになっていきます。この届けは、受給者に義務付けられたもので、6月1日現在における状況を記載し、児童手当を引き続き受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合、受給資格があっても6月分以降の手当が令和2年10月支給分から「が受けられなくなりますので、期日までの提出をお願いします。」

- 現況届の送付
令和2年6月上旬
- 受付期間
6月8日(月)～19日(金)

(県が1年間の利子補助を行います)
○保証料率
年0割
(県が全額補助)

問い合わせ先
長島町商工会
☎(86)0209

ひとり親家庭生活資金

緊急融資

新型コロナウイルス感染症に関連した休業などにより、一時的に収入が減少し、生活に困窮しているひとり親家庭のかたに生活資金を融資します。

○対象者
ひとり親家庭の親で、新型コロナウイルスに関連した休業などにより、一時的に収入が減少し、生活に困窮しているかた

○融資額
一世帯あたり最大20万円

○必要書類
①ひとり親家庭生活資金緊急融資申込書兼借付書
②ひとり親家庭であることが確認できるもの

(児童扶養手当受給者証の写しなど)

○提出先

役場福祉事務所または
指江庁舎総合管理課

○手続きに必要なもの

- ①現況届
- ②児童手当に係る学校給食費などの徴収等に関する申出書
- ③印鑑
- ④受給者(通知の宛名のかた)の健康保険証または年金加入証明書(国民年金以外のかた)

※その他、必要に応じて提出していただくものは、受給者以外のかたが手続きをされる場合は免許証など本人確認ができるものとなります。

2020年工業統計

調査を実施

2020年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、令和2年6月1日時点で実施します。調査票は5月末日までに調査員が届

- ③融資金を振り込む口座の通帳やキャッシュカードの写し
- 申請先
鹿児島県母子寡婦福祉連合会

問い合わせ先
県子ども家庭課
☎099(286)2776

特別定額給付金を装った詐欺に注意

特別定額給付金の給付を装った振り込み詐欺や個人情報搾取の電話や郵便などに注意ください。

町や国などがATM現金自動預け払い機(の操作をお願いすることは絶対にありません。

自宅や職場などに町や国などの職員をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりした場合は連絡ください。

問い合わせ先
役場水産商工課消費者行政相談係
☎(86)1337[直通]

消費者ホットライン
☎188(局番なしの3桁番号)

けますので、6月1日以降に返信用封筒にて提出ください。

調査はインターネットでも回答できます。詳細な利用方法は調査票と一緒に配布される「オンライン調査ログイン情報」を確認ください。

調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。調査の趣旨と必要性を理解いただき、回答をお願いします。

納税の猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた場合や売上の急減により納付資力が著しく低下した場合など、所定の要件に該当するときは税務署に申請することにより猶予制度が適用される場合があります。

問い合わせ先
出水税務署
☎(62)0200※自動音声案内

問い合わせ先
役場企画財政課広報統計係
☎(86)1134[直通]

町開発総合センターの利用を制限

町開発総合センターは、令和2年5月ごろから令和3年3月ごろまで一般の利用を制限することになります。

町では令和3年4月1日から役場庁舎を本所・支所方式へ移行します。令和2年度中に役場の庁舎改修を行うことから、住民窓口や各執務室を一時移転しなければなりません。仮設庁舎を新設すると多額の費用が必要となるため、町開発総合センターを仮設庁舎として使用することになります。

問い合わせ先
役場総務課行政係
☎(86)1111[代表]

令和2年度町消防

操法大会を中止

令和2年度の長島町消防操法大会を7月5日(日)に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催の中止を決定しました。

問い合わせ先
役場総務課消防防災係
☎(86)1111[代表]

ります。

猶予制度に関する詳しい内容や申請に必要な書類などについては問い合わせください。

新型コロナウイルス関連 緊急経営対策資金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に影響を受けている中小企業者・小規模事業者の資金繰りを支援します。

- 融資対象者
新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月間の売上高などが前年同月の売上高などに比べて15割以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高などが前年同期比で15割以上減少することが見込まれる中小企業者
- 融資限度額
運転資金4千万円
- 融資期間
7年以内
- 融資利率
(うち据置き置き24月以内)
年1.4割～1.9割

このほか、全国大会や鹿児島県大会、出水支部大会も同様の理由で中止が決定しています。

住宅用火災警報器の設置義務

平成23年6月1日から鹿児島県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられ、ことし6月で10年を迎えます。

住宅用火災警報器は、設置して約10年が交換の目安です。交換時期を過ぎると電子部分の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなる可能性があります。設置時期や機器本体の動作確認を心掛けましょう。

問い合わせ先
長島分遣所
☎(88)5333

阿久根地区消防組合東分遣所
☎(86)0119[直通]